

平成27年度 経済連携協定に基づく受入れ説明会【第1部】

外国人看護師・介護福祉士候補者  
受入れの枠組み、手続き等について

平成26年5月

公益社団法人 国際厚生事業団

# 【内 容】

1. 平成27年度来日候補者受入れの主なポイント
2. 受入れ枠組みの趣旨
3. 候補者受入れの流れ
4. 受入れ実績及び合格者数
5. 受入れの要件
6. 候補者あっせんの流れ
7. 求人登録等について
8. 現地面接・現地合同説明会について
9. 候補者に提供される求人情報
10. 受入れ希望機関(施設)に提供される求職情報
11. 雇用契約書について
12. 出国前の健康診断について
13. 就労開始前後の施設の手続き
14. 受入れ機関の費用負担について
15. 今後の諸手続き等のスケジュール(予定)

【参考】平成26年度候補者への学習支援及び試験上の配慮

# 1 平成27年度来日候補者受入れの主なポイント

## ◎就労開始時の日本語能力の向上

平成27年度入国のEPA候補者は、就労開始前に12か月の日本語研修を受講予定。平成25年度実績では、日本語研修を修了した候補者の約9割が日本語能力試験N3相当以上の日本語能力に達した状態で受入れ施設での就労を開始。

## ◎国家試験合格率が上昇傾向

平成25年度介護福祉士国家試験で、EPA候補者は78名が合格。初受験者においては、前回の合格率が38.8%であったのに対し、25年度が初受験である、国の学習支援事業が本格的に始まった22年度入国の介護福祉士候補者は、66名が合格し合格率は54.1%。平成25年度看護師国家試験についても32名が合格し、22年度入国者の合格率は31.3%と21年入国者の24年度合格率23.1%から上昇しており、今後も合格率の上昇が見込まれる。

## ◎学習支援、国家試験への配慮等

EPA候補者に対する研修経費等の助成、集合研修等の学習支援を実施。平成24年度からの看護師・介護福祉士国家試験では、EPA候補者への特例として、①試験時間の延長、②全ての漢字へのルビ振りが行われている。

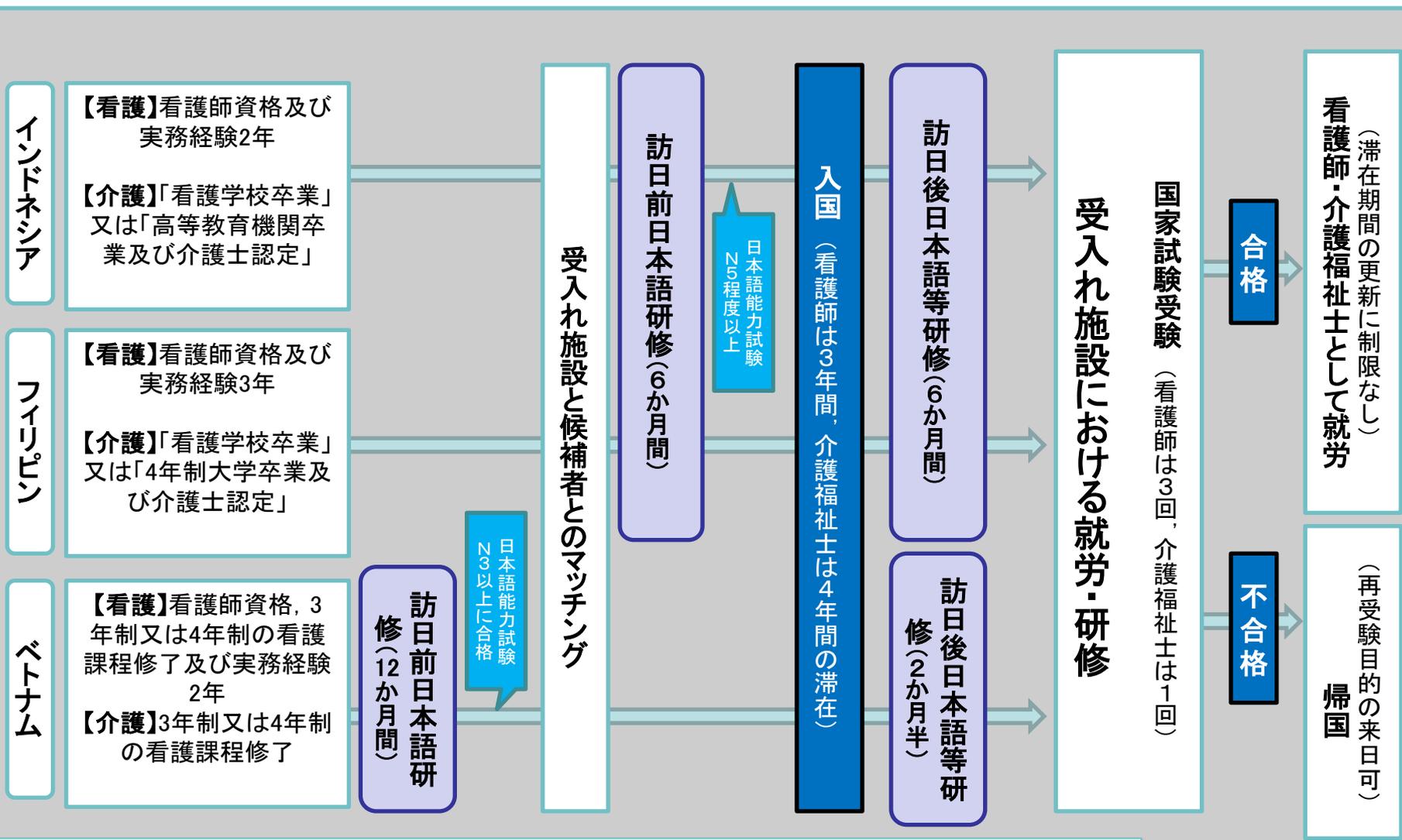
## ◎EPA介護福祉士候補者に係る配置基準への算入

EPA介護福祉士候補者については、①受入れ施設での就労開始日から6か月を経過した者、又は②日本語能力試験N2以上を保有している者については、職員の配置基準の算定対象に加えられることとなっている。（平成25年4月より適用）

## 2 受入れ枠組みの趣旨

- 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、二国間の経済連携協定等に基づき、公的な枠組で特例的に行うものであること
- 候補者が看護師・介護福祉士資格の取得し、引き続き我が国に滞在できるようにすることを目的としたもの
- 受入れ機関（施設）は、国家試験の合格を目標とした適切な研修を実施

### 3 候補者受入れの流れ

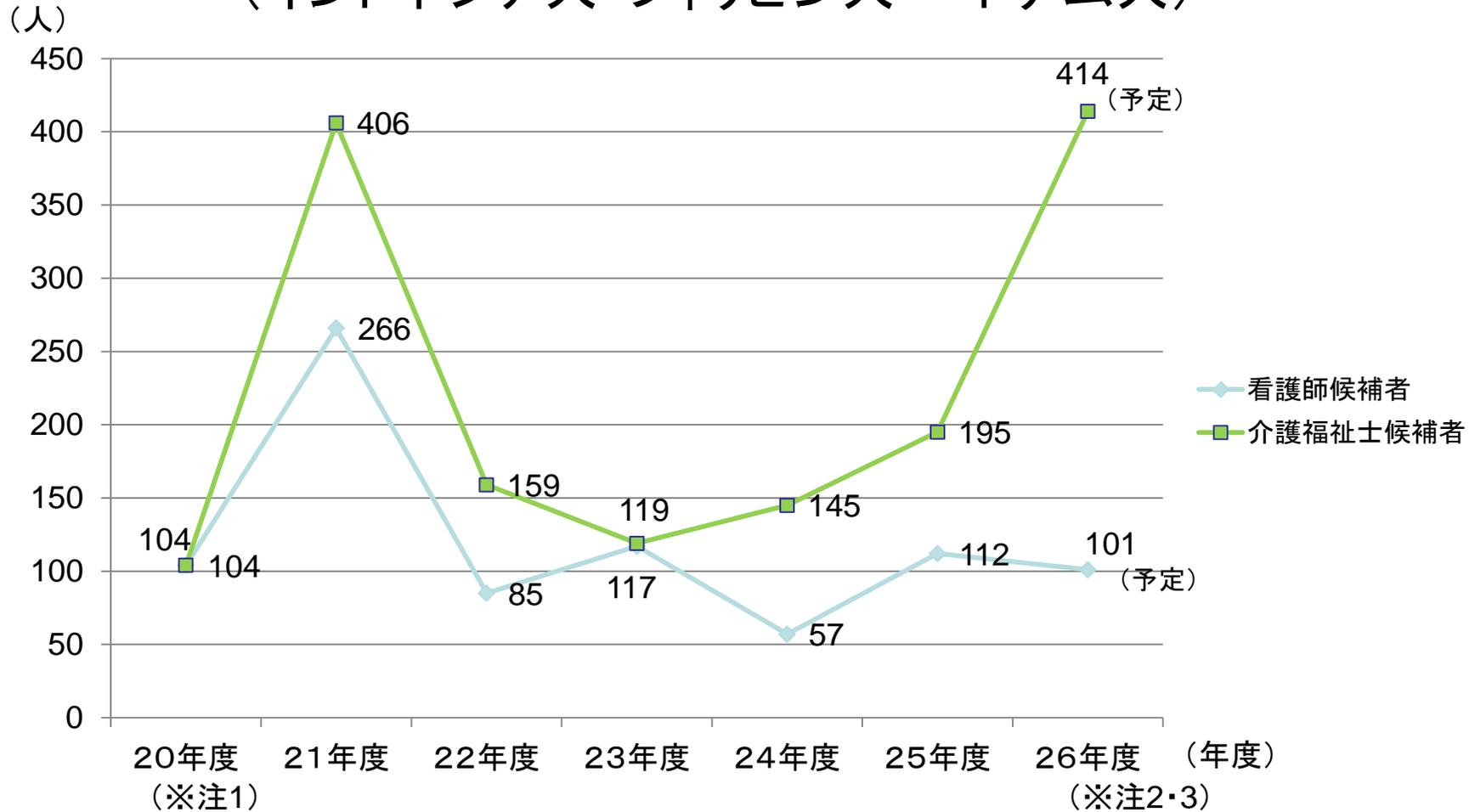


※ 日本語能力試験N2以上の候補者は日本語研修を免除。

※ フィリピン及びベトナムにおいては、上記の他に就学コースがある(フィリピンは、平成23年度以降受入れ実績なし)。

# 4-1 受入実績及び合格者数

## ①EPA看護師・介護福祉士候補者受入れ人数の推移(看護・介護別) (インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人)



※(注1)平成20年度の人数はインドネシア人のみ  
※(注2)平成26年度の人数は、受入れ予定人数  
※(注3)ベトナム人候補者の受入れは平成26年度より開始

# 4-2 受入実績及び合格者数

## ② 入国者数と合格者数の比較(平成22年度入国者まで)

国の学習支援が開始された平成22年度に入国した候補者の合格率は、それ以前に入国した候補者よりも上昇しており、インドネシア看護は3人に1人、介護は2人に1人が合格した。

入国年度・国		入国者数等①(※1)	合格者数②(※2)	②/①(%)	
看護	平成20年度入国	インドネシア	104	24	23.1%
	平成21年度入国	インドネシア	173	39	22.5%
	平成21年度入国	フィリピン	93	15	16.1%
	<b>平成22年度入国</b>	インドネシア	39	13	<b>33.3%</b> ←
	平成22年度入国	フィリピン	46	8	17.4%
	看護計			455	99
介護	平成20年度入国	インドネシア	94	46	48.9%
	平成21年度入国	インドネシア	165	80	48.5%
	平成21年度入国	フィリピン	137	47	34.3%
	<b>平成22年度入国(※3)</b>	インドネシア	71	41	<b>57.7%</b> ←
	<b>平成22年度入国(※3)</b>	フィリピン	52	27	<b>51.9%</b> ←
	介護計			519	241

※1 看護については入国者数。介護については、国家試験受験までに3年の実務経験を要することから、入国4年目まで就労を続け、国家試験の受験資格を得た者の数。  
 ※2 合格年度を問わない。  
 ※3 介護の平成22年度入国者については、平成25年度が初めての受験であり、平成26年度が滞在延長年度となる。

## 5-1 看護師候補者受入れの要件(1) 【→パンフレットP8~10】

看護師候補者の受入れには、以下(1)~(6)の要件を満たしていなければなりません。

### (1) 受入れ施設の要件

看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院であって、以下の条件を満たすこと。

- ①原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者が配置されていること。
- ②看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上、療養病床においては、入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

## 5-1 看護師候補者受入れの要件(1) 【→パンフレットP8~10】

### (1) 受入れ施設の要件(続き)

- ③看護職員の半数以上が看護師であること。
- ④看護の組織部門が明確に定められていること。
- ⑤看護基準が使用しやすいように配慮し作成され、常時活用されていること及び看護手順が作成され、評価され、かつ見直されていること。
- ⑥看護に関する諸記録が適正に行われていること。

## 5-1 看護師候補者受入れの要件(1) 【→パンフレットP8~10】

### (1) 受入れ施設の要件(続き)

- ⑦過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又はEPA介護福祉士の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない医療法人等の受入れ機関が設立していること。外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
- ⑧受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて、受入れ機関に義務付けられた(5)の報告を拒否し、又は不当に遅延したことがないこと。
- ⑨受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて、(6)の巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがないこと。

## 5-2 看護師候補者受入れの要件(2)

### (2) 研修の要件

- ①研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。
- ②研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること。
- ④日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。
- ⑤研修が行われる病床は、医療保険が適用されているものに限ること。

## 5-3 看護師候補者受入れの要件(3)

### (3) 雇用契約の要件(同等報酬の確保)

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬(日本人看護助手と比較)を受けを内容をすること。

### (4) 宿泊施設・帰国担保措置の要件

看護師候補者用の宿泊施設を確保し、かつ看護師候補者の帰国費用の確保等帰国担保措置を講じていること等。

### (5) 報告の要件

国際厚生事業団を通じて、地方入国管理局や厚生労働省に対して、所要の定期報告や随時報告を行うこと。

### (6) 巡回訪問協力の要件

国際厚生事業団による巡回訪問について必要な協力を行うこと。

## 5-4 介護福祉士候補者受入れの要件(1) 【→パンフレットP10～12】

介護福祉士候補者の受入れには、以下(1)～(6)の要件を満たしていなければなりません。

### (1) 受入れ施設の要件

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設(定員30名以上のものに限る)及び老人デイサービスセンター、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の施設(上記の介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る)であって、次の要件を満たしていること。

①介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されていること。

②介護職員の員数が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。

受入れ施設において就労を開始した日から6ヶ月を経過した介護福祉者候補者、又は日本語能力試験においてN1又はN2(平成22年3月31日までに実施された審査の場合は1級又は2級)に合格した介護福祉士候補者については、配置基準上、職員等として算定する取扱いとしています。

③常勤介護職員の4割以上が介護福祉士の資格を有する職員であること。

## 5-4 介護福祉士候補者受入れの要件(1) 【→パンフレットP10～12】

### (1) 受入れ施設の要件(続き)

- ④過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない医療法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること。  
外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
- ⑤受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて、受入れ機関に義務付けられた(5)の報告を拒否し、又は不当に遅延したことがないこと。
- ⑥受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて、(6)の巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがないこと。

## 5-5 介護福祉士候補者受入れの要件(2)

### (2) 研修の要件

- ①研修内容は、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- ②研修を統括する研修責任者、専門的な知識・技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③研修責任者は、原則として、5年以上介護業務に従事した経験があつて、介護福祉士の資格を有するものとする。なお、研修責任者には介護福祉士実習指導者講習会を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者が含まれる。
- ④日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

## 5-6 介護福祉士候補者受入れの要件(3)

### (3) 雇用契約の要件(同等報酬の確保)

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬(日本人介護職員と比較)を受けけることを内容とすること。

### (4) 宿泊施設・帰国担保措置の要件

介護福祉士候補者用の宿泊施設を確保し、かつ介護福祉士候補者の帰国費用の確保等帰国担保措置を講じていること等。

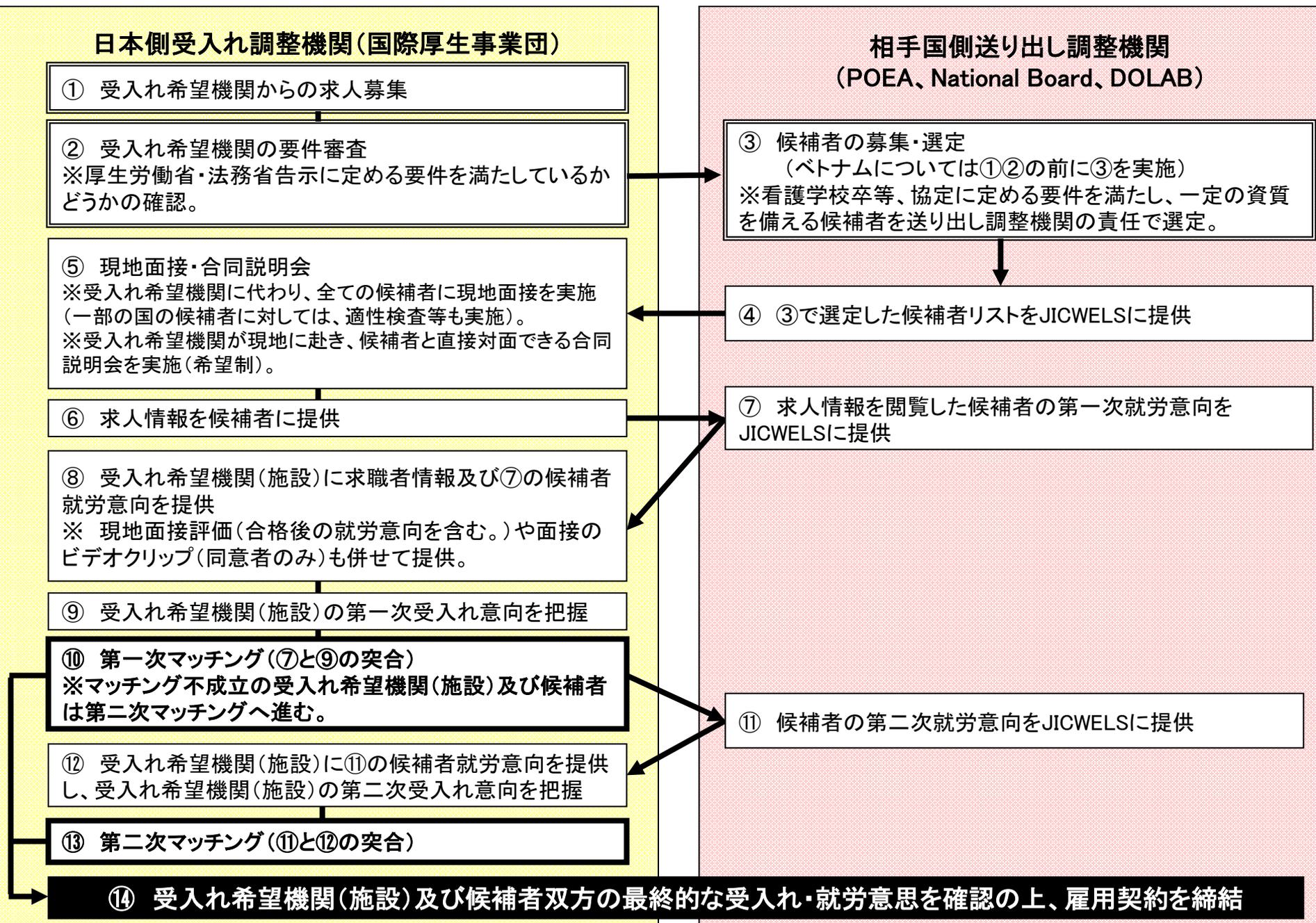
### (5) 報告の要件

国際厚生事業団を通じて、地方入国管理局や厚生労働省に対して、所要の定期報告や随時報告を行うこと。

### (6) 巡回訪問協力の要件

国際厚生事業団による巡回訪問について必要な協力を行うこと。

# 6 外国人看護師・介護福祉士候補者あっせんの流れ【→手引き(看)P4、(介)P4】



# 7 求人登録等について 【→手引き(看)P8～、(介)P8～】

1. 求人申請書類は、JICWELSホームページよりアカウントを取得して、作成してください。( [https://www.i.jicwels.or.jp/epa\\_h27/behics/behics.php](https://www.i.jicwels.or.jp/epa_h27/behics/behics.php) )
2. 求人申請は、受入れ機関(法人)、受入れ希望国・コース単位で行ってください。
3. 求人申請様式については、「受入れの手引き」をご参照ください。
4. 1年当たりの受入れ人数について

看護師コース	介護福祉士コース
<p>○1施設における受入れ人数は、メンタルヘルスケア、研修の適正な実施体制の確保の観点から、原則として1か国につきそれぞれ2名以上5名以下とする。</p> <p>○ただし、<u>26年度に受け入れる候補者がいる施設に限り、1名のみの受入れ希望も可。</u></p>	<p>○1施設における受入れ人数は、メンタルヘルスケア、研修の適正な実施体制の確保の観点から、原則として1か国につきそれぞれ2名以上5名以下とする。</p> <p>○ただし、<u>平成25年度に受け入れた候補者が引き続き就労している施設、または平成26年度に受け入れる候補者がいる施設に限り、1名のみの受入れ希望も可。</u></p>

# 8-1 JICWELSによる現地面接について

【→手引き(看)P13～、(介)P12～】

## (1) 就労希望者への説明会の実施

## (2) 面接及び面接ビデオクリップの撮影

- 日本を就労先として選んだ理由等の動機
- EPAによる受入れで候補者に求められていることの理解度
- 日本の就労・研修環境への適応度
- 国家資格取得後の継続就労希望期間、等

- ・AからCの3段階評価による面接。
- ・面接ビデオクリップ(約8分程度)を撮影し、就労希望の受入れ希望機関に提供(撮影に同意した候補者のみ)

## (3) 適性検査の実施(フィリピンは除く)

- 適性検査: 日本で看護師候補者又は介護福祉士候補者として就労するにあたっての適性を、奉仕性や協調性等、10項目について評価。

## (4) 日本語クイズ及び宿題の取組状況の確認(インドネシアのみ)

- 日本語クイズ: ひらがな、ごく初歩的な漢字等の知識を問うテスト
- 宿題の取組み状況の確認: 候補者に事前に宿題を配布し、その取組み状況を確認し、学習意欲を評価

## 8-2 現地合同説明会について【→手引き(看)P13～、(介)P12～】

- JICWELSが実施する現地面接会場に隣接する会場において、受入れ希望機関が就労希望者に施設概要等を説明します(参加は任意です)。
- 航空券、宿舎、通訳等は受入れ希望機関において手配してください。
- 本説明会で内定は出すことは出来ません。
- 出席者は受入機関の役職員に限定されています。あつせん業者等は出席できません。

## 9 候補者に提供される求人情報について

【→手引き(看)P11～、(介)P11～】

○求人登録された受入希望機関の下記の情報をJICWELSが英訳し、相手国送り出し調整機関を通じて候補者へ提供します。

- 1 受入希望機関番号
- 2 求人票
- 3 受入れ施設説明書
- 4 研修計画書
- 5 研修実施体制説明書

# 10 受入れ希望機関(施設)に提供される求職情報(○=提供)

【→手引き(看)P14～、(介)P13～】

求職者情報	フィリピン	インドネシア	ベトナム
候補者番号	○	○	○
顔写真・氏名・性別・年齢、住所(県名、市町村名)	○	○	○
配偶者の有無、扶養家族人数	○	○	○
学歴(入卒年、学校名、取得学位)	○	○	○
送出し国の看護師認定年月日または介護士認定年月日	○	○	○
日本に居住する家族・親族	○	○	○
職歴(※1)	○	○	○
日本語能力・日本語学習歴(学習時期・期間、国・機関名)	○	○	○
就労を希望する施設(地域、都道府県、施設種別等)	○	○	○
就労上配慮して欲しい事項	○	○	○
面接評価	○	○	○
適性検査及び日本語クイズの結果及び宿題の取組状況の確認	×	○	○(※2)
資格取得後の就労希望期間	○	○	○
日本語能力試験資格証明書(※3)	○(看護のみ)	○	○
大学学業成績証明書(※4)、面接ビデオクリップ(※4)	○	○	○

※1:フィリピン、ベトナムについては、海外就労歴も含む。

※2:ベトナムについては、適性検査のみ提供

※3:(財)日本国際教育支援協議会又は(独)国際交流基金が実施する日本語能力試験の全ての資格証明書(N1～N5の5段階)

※4:「大学学業成績証明書」及び「面接ビデオクリップ」については、就労希望者が就労を希望する受入れ希望機関(施設)に対してのみ提供されます。それ以外の機関(施設)には提供されません。また、面接ビデオクリップについては、就労希望者が同意した場合のみ撮影がなされます。

## 11 雇用契約書について 【→手引き(看)P18 ~、(介)P17~】

### ○採用内定後、受入れ希望機関と候補者の間で締結

(JICWELSや送り出し調整機関が郵送等によるやりとりを支援)

### ○JICWELSの紹介による雇用契約締結 → 査証発給、入国・滞在の許可要件

### ○受入れ希望機関は、求人申請時の求人票に沿って、以下の内容を含む雛形に従って雇用契約書を作成

- ① 労働契約の期間(3年間。ただし、介護福祉士コースは、その後1年更新)、就業の場所、業務内容、基本給額、超過勤務給額、労働時間、休暇・休日等の労働条件。
- ② 雇用主として、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支払うことや社会保険・労働保険を適用すること、試用期間は設けないこと。
- ③ その他雇用契約の終了の際の帰国費用の負担、契約の終了事由等

## 12 出国前の健康診断について

	回数	時期①	時期②
インドネシア	2回	マッチング前	出国前
フィリピン	1回	出国前3か月以内	-
ベトナム	2回	マッチング前	出国前

## 13 就労開始前後の施設の手続き

【→手引き(看)P26～、(介)P25～】

1. 「研修計画書」に基づく「研修プログラム」の策定、提出
2. 施設担当者向け就労前説明会への参加
3. 訪日後日本語研修(導入研修)修了日の出迎え
4. 転入届等の支援
5. 外国人雇用状況の届け出
6. 労働保険・社会保険への加入等
7. 在留資格の更新許可申請の支援
8. JICWELSへの各種報告(定期・随時報告)
9. JICWELSによる巡回訪問への協力

# 14-1 受入れ機関の費用負担について(1) 【→パンフレットP26～27】

## 1. 国際厚生事業団へのお支払い

種類		金額	主な経費の内容
求人申込手数料 (右記はいずれかの国についてのみ求人登録された場合)		初めて候補者を受け入れる機関:30,000円(税抜)/ 受入れ機関当たり  候補者を受け入れたことのある機関:20,000円(税抜)/ 受入れ機関当たり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求人申請書の審査</li> <li>・求人、求職情報の翻訳・提供</li> <li>・web求人申込システム管理費、等</li> </ul>
あっせん手数料		131,400円(税抜) /1名当たり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地面接・合同説明会経費</li> <li>・求職書類翻訳</li> <li>・マッチングシステム管理費</li> <li>・雇用契約の締結支援経費</li> <li>・送り出し機関との連絡・調整に必要な経費、等</li> </ul>
滞在 管理費	国家資格取得前 の場合	20,000円(税抜) /1名、1年間当たり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方入国管理局への所定報告の取次ぎ事務</li> <li>・滞在者情報のとりまとめと国への報告</li> <li>・受入れ機関・本人からの在留管理に関する相談への対応</li> <li>・在留期間更新許可申請の手続き案内</li> <li>・日本語研修中に帰国する場合の帰国費用</li> <li>・メールマガジン等による情報提供</li> <li>・データベースシステム管理費、等</li> </ul>
	国家資格取得後 の場合	10,000円(税抜) /1名、1年間当たり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方入国管理局への所定報告の取次ぎ事務</li> <li>・滞在者情報のとりまとめと国への報告</li> <li>・受入れ機関・本人からの在留管理に関する相談への対応</li> <li>・在留期間更新許可申請の手続き案内</li> <li>・メールマガジン等による情報提供</li> <li>・データベースシステム管理費、等</li> </ul>

## 14-2 受入れ機関の費用負担について(2) 【→パンフレットP26～27】

### 2. 送り出し調整機関へのお支払い(注)

種類	金額	経費の内容
(フィリピン) POEAへの手数料	450米ドル相当 ／1名当たり	・POEAの事務処理経費・就労者福祉基金への拠出
(インドネシア) National Boardへの手数料	350万ルピア相当 ／1名当たり (予定)	・National Boardの事務処理経費 350万ルピア＝約3.1万円 (平成26年5月時点の換算レートによる)
(ベトナム) DOLABへの手数料	450米ドル相当 ／1名当たり	・DOLABの事務処理経費

(注)送り出し調整機関への支払いはJICWELSが無料で代行いたします(受入れ機関はJICWELSにお支払いいただきます)。

## 14-2 受入れ機関の費用負担について(3) 【→パンフレットP26～27】

### 3. 日本語研修又は看護・介護導入研修に関するお支払い

- (1) インドネシア人及びフィリピン人候補者を受け入れる場合  
日本語研修の一部負担金として、360,000円(税込)／1名当たりを日本語研修機関にお支払いいただきます。
- (2) ベトナム人候補者を受け入れる場合  
日本語研修の一部負担金として、260,000円(税込)／1名当たりを日本語研修機関にお支払いいただきます。  
看護・介護導入研修の一部負担金として、100,000円(税抜)／1名当たりをJICWELSにお支払いいただきます。
- (3) インドネシア人及びフィリピン人日本語研修免除者を受け入れる場合  
候補者の来日渡航費、看護・介護導入研修中の宿舎(JICWELSが手配)の宿泊料等の実費をJICWELSにお支払いいただきます。フィリピン人候補者は約25万円／1名当たり、インドネシア人候補者は約27万円／1名当たりの見込みです。

# 14-3 受入れ機関の費用負担について(3)

【→パンフレットP26～27】

## ◎ 求人申込手数料の割引について

		通常の手数料額 (税抜)	割引後の手数料額 (税抜)
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか1か国 に求人登録した場合	新規登録機関の場合	30,000円	割引なし
	既登録機関の場合	30,000円	20,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか2か国 に求人登録した場合	新規登録機関の場合	60,000円	45,000円
	既登録機関の場合	40,000円	30,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越3か国に求人登 録した場合	新規登録機関の場合	90,000円	67,500円
	既登録機関の場合	60,000円	45,000円

なお、求人申込手数料は同一コースに求人申請登録をした場合のみ割引が適用されます。

# 15 今後の諸手続き等のスケジュール(予定)

受入れ希望機関による手続き等	日程		
	フィリピン	インドネシア	ベトナム
1. 受入れ希望機関の求人申込受付	<u>平成26年5月14日～6月20日(当日消印有効)</u>		
2. 受入れ希望機関の要件審査結果の通知	7月23日	7月23日	8月20日
3. 現地面接及び <b>現地合同説明会</b>	<b>8月上旬</b>	<b>8月下旬</b>	<b>12月中旬</b>
4. ・受入れ機関に就労希望者情報の提供 ・第一次就労意向状況通知書を送付	8月第4週 (8/25～29)	9月第3週 (9/15～19)	平成27年2月
5. ・JICWELSに第一次受入れ意向表の提出 ・第一次マッチング実施、雇用契約締結開始 ・第一次受入れ意向状況通知書(マッチング成立機関及び求職者を除外)を求職者に提供	9月第3週 (9/15～19)	10月第2週 (10/6～10/10)	平成27年3月
6. 受入れ機関に第二次就労意向状況通知書を送付	10月第1週 (9/29～10/3)	10月第4週 (10/20～10/24)	平成27年3月
7. ・JICWELSに第二次受入れ意向表の提出 ・第二次マッチング実施、雇用契約締結開始	10月第3週 (10/13～17)	11月第1週 (11/3～7)	平成27年3月
8. 訪日前6か月日本語研修開始	11月中旬	11月下旬	—
9. 候補者来日、訪日後日本語研修等開始 (ベトナムは訪日後2か月の日本語研修)	平成27年6月 (6か月間)	平成27年6月 (6か月間)	平成27年6月 (2か月間)
10. 就労開始時期	平成27年12月	平成27年12月	平成27年8月

※注) ベトナムは送り出し調整機関との調整前の日程です。

インドネシア、フィリピンについても、今後、諸事情により予定変更の可能性がります。

# 【参考】平成26年度看護師候補者への学習支援及び試験上の配慮

## 訪日前

日本語研修（訪日前6か月間）

※平成26年度受入れのベトナム人候補者に対しては、訪日前に12カ月の日本語研修を実施

## 訪日後

※平成26年度受入れのベトナム人候補者に対しては、訪日後に2カ月の日本語研修を実施  
看護導入研修・就労ガイダンス（約10日）  
受入れ施設対象就労前説明会  
日本語研修（訪日後6か月間）

## 受入れ施設での就労・研修中

- 1 受入れ施設における研修指導経費の支援（都道府県を通じた助成）  
1病院当たり461千円以内
- 2 受入れ施設における日本語学習経費の支援（都道府県を通じた助成）  
候補者1人当たり117千円以内
- 3 外国人看護師候補者学習支援事業（実施団体：国際厚生事業団）
  - (1) 受験対策講義のインターネット配信  
（オンデマンド講義（100コマ）、特別講義（20コマ）、音声講義（100コマ）、直前期対策講義（10コマ））
  - (2) Eラーニングでの過去問等の反復学習
  - (3) 集合研修（模試含む）の実施
  - (4) Skypeを利用した学習診断・個別学習指導
  - (5) 学習システムを介した学習相談
  - (6) 再チャレンジ支援
- 4 国際厚生事業団による受入支援
  - (1) 相談窓口の設置（英語・インドネシア語・ベトナム語対応）
  - (2) 受入施設への巡回訪問  
（就労状況等の確認、日本語専門家による助言）
  - (3) メールマガジンの配信（EPA関連情報等の提供）
  - (4) 専門日本語学習教材の配布
  - (5) 国家試験過去問題の翻訳・提供（英語・インドネシア語）
  - (6) 受入施設研修担当者会議の実施

看護師国家試験受験  
全ての漢字への振り仮名付記、難解な表現の言い換え、疾病名等への英語表記等  
試験時間の延長（1.3倍）（24年度より対応）

# 【参考】平成26年度介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

## 訪日前

日本語研修（訪日前6か月間）

※平成26年度受入れのベトナム人候補者に対しては、訪日前に12カ月の日本語研修を実施

## 訪日後

介護導入研修・就労ガイダンス（約10日）  
受入れ施設対象就労前説明会  
日本語研修（訪日後6か月間）

※平成26年度受入れのベトナム人候補者に対しては、訪日後に2カ月の日本語研修を実施

## 受入れ施設での就労・研修中

1. 受入れ施設での学習経費の支援（都道府県を通じた助成）
  - 候補者1人当たり年間235千円以内
    - (1) 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣
    - (2) 日本語学校への通学
    - (3) 模擬試験や介護技術講習会への参加
    - (4) 学習支援に必要な備品購入費
  - 施設当たり年間80千円以内  
受入れ施設の研修担当者への手当 等
2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業
  - (1) 日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
  - (2) 介護分野の専門知識に関する通信添削指導
  - (3) 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援  
(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置)
3. 国際厚生事業団による受入支援
  - (1) 巡回訪問指導
  - (2) 相談窓口の設置
  - (3) 日本語・漢字統一試験
  - (4) 受入施設担当者向けの説明会
  - (5) 過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供
  - (6) 学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加)
  - (7) 就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示
  - (8) 受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示

介護福祉士国家試験受験  
全ての漢字へのふりがな付記、疾病名等への英語表記等、  
試験時間の延長(1.5倍)(24年度より対応)